

人権機関有田川委員研修会を開催

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で人権機関有田川の啓発活動が思うようにできておりませんが、10月7日（水）に人権機関有田川委員研修会を行いました。

本研修会では和歌山弁護士会の石原詢二さんを講師としてお迎えし、「新型コロナウイルス問題と人権」というテーマで講演いただきました。

差別を創出するメカニズムや差別を救済する法的な手段などを話していただきました。また、京都大学で33年間ウイルス研究をされている宮



沢孝幸先生の「コロナ100分の1作戦」を紹介いただきました。これは、接触する新型コロナウイルスの量を感染しない量（約100分の1）まで減らせば感染しないという主張です。

講師への質疑応答時、委員から「家族が新型コロナウイルスに感染したというデマを流された」という体験談も飛び出し、驚きました。

講演後、いくつかのグループに分かれ、委員同士での意見交換を行いました。私のグループでは、「マスクは自分が感染しないために着けるというよりも、周りの人に感染させない、周りの人を不安にさせないためにつける」「感染者は被害者なのに責められるのはおかしい」などの意見が出ました。

このコロナ禍における人権問題というものは、今まで我々が経験したことがない問題です。新型コロナウイルスに感染した本人はもとより、その人の家族や会社、学校までもが誹謗中傷や差別を受けるという事案



がたくさんあります。

私も自分の近くで感染者が出ると、不安な気持ちになります。「誰やろう?」とか「どこかでその人と接触してないかな?」と思うことがあります。そんな不安な気持ちが誹謗中傷や差別につながるのだと思います。感染した人は、誰も感染したくて感染したわけではありません。感染した人はある意味被害者です。

新型コロナウイルスは、感染対策をし、感染爆発さえ抑えれば、それほど恐ろしいウイルスではないそうです。みんなが新型コロナウイルスの事を正しく知り、正しい対策をする。これこそが新型コロナウイルスにおける差別をなくしていくための

方法だと思っています。誰にとっても新型コロナウイルスは恐ろしいものです。みんなが新型コロナウイルスのことを知り、正しく恐れ、必要以上に怖がらないということが一番大事なことだと思います。

人権機関有田川 会長 宮尾純

お知らせ

人権特設相談所

12月17日（木）、人権特設相談所を開設します。相談は無料で、秘密は厳守します。

● 場所／きび保健福祉センター

● 時間／13時から16時まで

電話による人権相談窓口

・ みんなの人権110番／さまざま
な人権問題の電話による相談

☎ 0570・003・110

・ 子どもの人権110番／いじめ・
虐待など子どもの人権問題

☎ 0120・007・110

・ 女性の人権ホットライン／家庭内暴力
など女性の人権問題

☎ 0570・070・810

■人権に関する問い合わせ

有田川町教育委員会 社会教育課

電話 22・4513

ファクス 32・4827